

事業主 尾島萬作

資本金 一萬五千円

事業の種類 自轉車附属パイプ製造

企業系統 ナシ

使用労働者 男 三十七名

三、労働者側

争議参加労働者 男 三十一名

加盟労働組合 徳同盟東京鉄工組合

争議参加者中組合加盟者 男十八名

四、争議発生ノ時

昭和六年二月十八日

五、争議発生ノ原因

事業主側ハ先般事業不振ノ故ヲ以テ全職工ニ對シ平均賃金一割七分(二月五十銭以上三割、二月以上二割、一月以上一割)

ノ値下ケ方ヲ従業員一般ニ懇談セルニ従業員側ハ半額ニ相當スル賃下ハ承認スルヲ以テ勤続手當ヲ制定セラレタレト回答セルニ對シ事業主ハ事業不振ノ今日最初懇談セル平均一割七分値下ケ以外ニ工場経営ノ方法ヲモテ速ニ再考ヲ求メタレニ従業員側ハ事業主提案ノ半額ニ相當スル賃下以外ハ承認シ難シト拒絶セルヲ事業主ハ本月十六日従業員ノ申出タル半額ノ賃下ト合符ニ當テ良吉 山口庄次郎、以下十名ノ解雇ヲ求メテシタルニモル

六、要求事項

- 一、十名ノ解雇ヲ取消サレタシ
- 一、賃金値下ニ就テハ考慮サレタシ
- 一、退職手當ヲ制定サレタシ
- 一、工場ノ都合ニ依リ臨時休業ノ場合ハ日給ノ六割ヲ支給サレタシ